13.　医行為の補助

©2020 AIST

13. 医行為の補助

13-1. 医行為の原則

災害現場での医行為は、平常時の対応能力をはるかに超えた傷病者に対応するため、市民による有効な医療支援行動が必要となります。
医療支援行動は、基本的に医療者の指示のもとで行います。

①感染防御

・傷病者や傷病者の周囲に触れる場合はマスク、手袋の着用を心がけます。
またその都度、手指消毒を行います。

・感染性の高い疾患(結核・流行性感染症)を疑われた場合は、
傷病者を別の部屋に隔離する場合があります。
隔離された空間には入らないようにします。

©2020 AIST

13. 医行為の補助

13-2. 医行為の原則

②倫理的配慮：プライバシーや羞恥心にできる限り配慮します。
処置・診察のために傷病者を裸にして処置を行ったりするときや、
病状の説明を行うときなどには特に注意が必要です。

③守秘義務
知りえた情報は一切口外してはいけません。警察やマスコミの対応は
責任者に任せます。

④傷病者の安全確保
ベッドや担架などから転落などしないように注意して傷病者の安全に配慮します。

©2020 AIST

13. 医行為の補助

13-3. 医行為の原則

⑤原則として医行為ではないと示されている行為

下の表に示されている行為は、原則として医行為ではないとされています。
これらの中で、出来ることがあれば行ってよいものです。
（平成17年厚生労働省医政局通知）

腋窩（脇の下）・耳体温測定、自動血圧測定、
酸素飽和度の測定、軽微な傷のガーゼ交換、
軟膏（塗り薬）塗布、湿布貼付、点眼（目薬）、
点鼻薬噴霧
一包薬・舌下錠の内服、座薬挿入、爪の手入れ、
口腔清掃（歯磨き、うがいなど）、耳垢除去
ストーマ排泄物の処理、自己導尿補助、市販薬浣腸

©2020 AIST

13. 医行為の補助

13-4. 原則として医行為ではないと示されている行為の詳細

・体温測定
使用前後にアルコール綿で消毒を行います。
腋窩体温を測定するときは、脇の下の一番深いところに
しっかりと挟んで測定します。
汗をかいていたら、測定部の汗を拭いた後に測ります。

・自動血圧計による血圧測定
5分以上安静にしている患者の上腕に、指が2本入る程度に
マンシェットを巻きます。
上腕動脈にマンシェットの印の部分が当たるようにし、
測定中はリラックスするように深呼吸などを行うように促します。

自動血圧計

マンシェット

©2020 AIST

13. 医行為の補助

13-5. 原則として医行為ではないと示されている行為の詳細

・酸素飽和度の測定

パルスオキシメーターを用いて、体内の酸素飽和量を測定します。測定の結果は%で示され、健康な人では96%～100%が正常な値となります。

パルスオキシメーター

©2020 AIST

13. 医行為の補助

13-6. 原則として医行為ではないと示されている行為の詳細

・立つ時・座る時の介助

歩行の時にふらつきなどがみられる場合は、横に付き添って歩行します。
転倒の危険が高い場合、患者の腰部に手を添えてすぐに対応できるように
するなどの工夫をします。

立ったり座ったりするときに、全く力が入らない傷病者もいるので
必ず２人以上で介助し、臀部や脇、足を分担して支えます。

車いすなどへ移乗する時は、車いすのタイヤがすべてロックされていることや
椅子が固定されていることを事前に確認します。

©2020 AIST

13. 医行為の補助

13-7. 原則として医行為ではないと示されている行為の詳細

・常用薬の使用の介助

災害時には、普段使用している薬の使用が困難になることがあります。

高血圧や糖尿病の薬などは、
服用を継続することで、その効果が保たれるので、
普段使用している薬がないかを把握し、
服用の継続ができるように援助することが
必要になります。

内服薬

錠剤、カプセル薬、粉薬、水薬

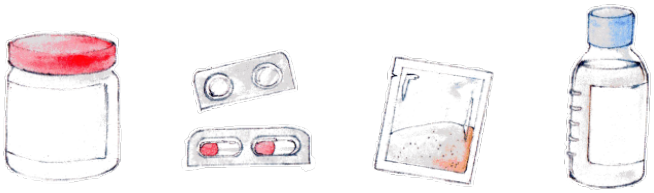

外用薬

点眼薬、坐薬、貼付薬、噴霧薬、
軟膏薬、吸入薬

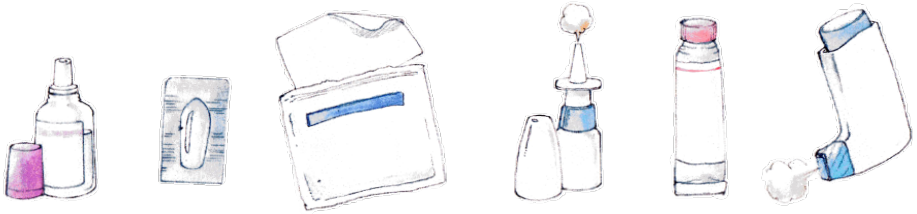

©2020 AIST

13. 医行為の補助

13-8. 原則として医行為ではないと示されている行為の詳細

内服薬の服用の介助

誤嚥（ごえん）防止のため、できるだけ上体を起こした体位で1粒ずつ口に含ませ水で内服させます。介助している途中で、むせたりせき込んだりする場合は、無理に服用させずに医療者に依頼します。粉薬が飲みにくい場合は、少量の水に溶くと飲みやすくなります。内服後、飲み込んだことを確認するために、口の中に薬が残っていないかを確認します。

軟膏（塗り薬）の塗り方

軟膏を塗る箇所を洗浄し、乾燥させた後に薄く塗ります。清潔な木べらなどがあれば、それを用いて塗布します。なければ、新しいゴム手袋などを手にはめて塗ります。塗布後はガーゼなどの清潔なもので覆います。

©2020 AIST

14. 傷病者への心理的配慮

©2020 AIST

14. 傷病者への心理的配慮

14-1. 傷病者との関わり

・被災者は、突然の災害により衝撃的な場面を目の当たりにし、日常生活の激変、先の見えない不安などから表現できないほどのストレスに対面します。

・精神的に不安定になりやすく、パニックなどを起こしやすい状況にあります。

・病状や知り得た情報については安易な発言は避け、負傷者に寄り添うことに徹します。

・言葉だけではなく、黙っていたり手を握ったりし、傍にいるだけでも効果的です。

©2020 AIST

14. 傷病者への心理的配慮

14-2. PTSD

PTSD（心的外傷後ストレス障害）とは
自身や人の生死に関わるような体験で強い精神的ストレスを負い、
その体験に対し恐怖を感じ続け、様々な症状として現れるものです。

症状
⑴ フラッシュバック・悪夢
⑵ 当時の記憶が思い出される場所や状況を避ける
⑶ 持続的な睡眠障害

被災者だけでなく救助や医療に関わった人も陥る場合があり、
災害活動後の精神ケアが必要となってきます。

©2020 AIST

14. 傷病者への心理的配慮

14-3. 家族に対するケア

- 傷病者の家族が付き添ってきた場合、家族にも配慮が必要です。

- 付き添いの家族をすぐに一人にはせず、寄り添うことが大切です。特に小児は、精神的ストレスを表現できず身体的症状として現れることがあります。

- 傷病者の救助に集中するあまり、家族自身が受傷していることに気が付かない場合もあるため、身体に傷がないか確認します。

©2020 AIST

１５．医療資器材の取り扱い

©2020 AIST

15. 医療資器材の取り扱い

15-1. 知識

- 救護所で使用する器材の多くは滅菌処理をされています。
- 滅菌された資器材の状態を医療者は「清潔」と呼び、清潔な物品は周りのものに触れた時点で「不潔」となります。出血したところには病原菌が侵入しやすいため、清潔な資器材を用います。
- 使用後の資器材は医療廃棄物として取り扱われ、分類して廃棄する必要があります。

廃棄物の分別に使用されるマーク

黄：注射針等鋭利なもの

橙：固形状の可燃物

赤：液状のもの

©2020 AIST

15. 医療資器材の取り扱い

15-2. 使用後の処理

・使用後、再度滅菌処理が必要な物品は洗った後
まとめて分類します。（必ず手袋を着用）

・針やメスなど鋭利なもの
・・・専用のごみ箱へ

・体液の付着したガーゼや使い捨ての資器材
・・・医療廃棄物用のごみ箱へ

※専用のごみ箱が無い場合は蓋のついたバケツ
などに目印をして代用します

©2020 AIST

15. 医療資器材の取り扱い

15-3. 清潔操作の介助・消毒

- 清潔操作を介助する際の注意点
  前後に手を洗い、感染防御を行います。
  資器材が濡れていないか、破損がないかを確認し、
  内容物に触れないようにパックを開封し、
  使用者が周囲に触れずに滅菌物を取り出せる
  ようにします。

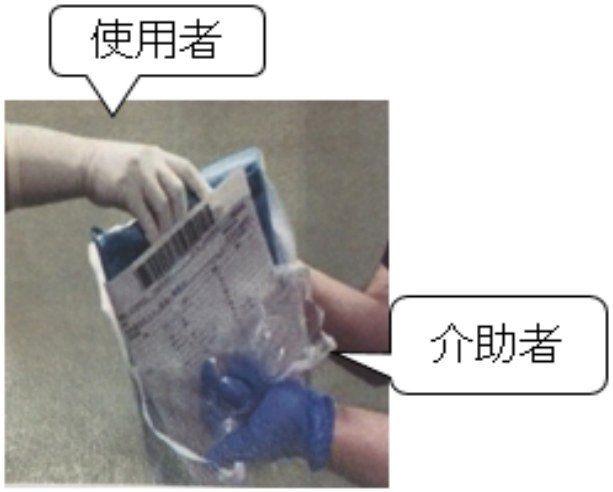

- 使用後の医療器材の消毒
  体温計、血圧計など複数の負傷者間で使用する物は、
  その都度アルコール綿などで拭きます。
  体液などが着いた場合は洗浄した後に消毒します。

©2020 AIST